

## 労働者派遣事業（人材派遣業）の種類

最近、偽装請負問題の対応策として、労働者派遣事業に関する問い合わせが多く寄せられています。この労働者派遣事業には、2種類の制度があり、派遣事業の内容に応じて許可または届出の必要があります。相違点を簡単にまとめてみました。

派遣の種類	派遣の内容	留意点
一般労働者派遣	一般労働者派遣とは、労働者を登録させておき、派遣先があったときにのみ、雇用契約を結び、その労働者を派遣先で働かせることです。厚生労働大臣の許可が必要となります。	登録型の派遣社員は、通常は派遣会社に登録されているだけで、派遣先の企業が決まったとき、その契約期間だけ派遣会社に雇用されます。登録していても、仕事がない間は、派遣元から給料の支払いはありません。
特定労働者派遣	特定労働者派遣は、登録制の派遣ではなく、派遣元が正社員として常用雇用した者のみを派遣するものです。厚生労働大臣への届出が必要となります。	常用雇用労働者とは、以下のいずれかに該当する労働者です。 *期間の定めなく雇用されている労働者 *採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

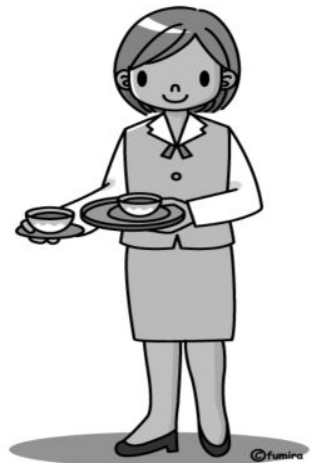
## パートタイマーの社会保険適用拡大（最終案!?)

パートタイマーへの社会保険適用拡大について厚生労働省の最終案が示されました。適用基準として・・・

	基準
(1)	労働時間が週20時間以上
(2)	月収が98,000円以上
(3)	勤務期間が1年以上

この案の内容からすると、雇用保険の短時間労働者の加入要件を叩き台にした感が若干伺えます。(1)、(2)、(3)の全てを満たした場合に加入することになりますが、この基準では曖昧さが残ります。

また当面は従業員300人以下の中小企業は適用が猶予されるようで、新たに20万人程度のパートタイマーが対象となる見通しです。



このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させていただきます。よろしくお願ひします。

FAX番号45-7166 不要 貴社名 \_\_\_\_\_